

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

- ・インフルエンザウイルス型別（自国ではC型は発熱の効能を有するものに限る。）
- ・抗ウイルス薬（自国ではC型は発熱の効能を有するもの及び免疫不全症候又はH1型発症の効能又は効果を有するものに限る。）
- ・血友病の治療に係る血漿製剤（自国ではC型はHIV陽性者及び近親者にHIV陽性者又はHIV陽性者の血友病を有するものに限る。）

※5

次に掲げる動用に限る。

① 外米運送に準ずる。診療料の1のイ又は2のイ

② 血友病の治療に際する血友病凝固剤及び血友病凝固剤を含む性質を有する

③ 血友病の治療に際する血友病凝固剤及び血友病凝固剤を含む性質を有する

○ 外米は、米穀の輸入に占める割合が、戦前、戦中、戦後を通じて、概して、1割に達しない。戦前、戦中、戦後を通じて、概して、1割に達しない。戦前、戦中、戦後を通じて、概して、1割に達しない。

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙２)

区分	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
初・再診料	×		○	○
入院料等		×		○ (Ａ４００の１短期滞在手術等基本料１に限る。)
B 0 0 1 の 1 ウイルス疾患指導料			○	
B 0 0 1 の 2 特定薬剤治療管理料			○	
B 0 0 1 の 3 悪性腫瘍特異物質治療管理料			○	
B 0 0 1 の 6 てんかん指導料			○	
B 0 0 1 の 7 難病外来指導管理料			○	
B 0 0 1 の 8 皮膚科特定疾患指導管理料			○	
B 0 0 1 の 9 外来栄養食事指導料			○ ※１	
B 0 0 1 の 11 集団栄養食事指導料			○ ※１	
B 0 0 1 の 12 心臓ペースメーカー指導管理料			○	
B 0 0 1 の 14 高度難聴指導管理料			○	
B 0 0 1 の 15 慢性維持透析患者外来医学管理料			○	
B 0 0 1 の 16 喘息治療管理料			○	
B 0 0 1 の 20 糖尿病合併症管理料		×		○
B 0 0 1 の 22 がん性疼痛緩和指導管理料			○	
B 0 0 1 の 23 がん患者指導管理料			○	
B 0 0 1 の 24 外来緩和ケア管理料			○	
B 0 0 1 の 25 移植後患者指導管理料			○	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
医学管理等	B001の26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料		○	
	B001の27 糖尿病透析予防指導管理料	×		○
	B001の32 一般不妊治療管理料		○	
	B001の33 生殖補助医療管理料		○	
	B001の34 ハ 二次性骨折予防継続管理料3		○	
	B001の35 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料		○	
	B001の36 下肢創傷処置管理料	×		○
	B001-2-4 地域連携夜間・休日診療料	×	○	×
	B001-2-5 院内トリアージ実施料	×	○	×
	B001-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料	×	○	×
	B001-2-8 外来放射線照射診療料		○	
	B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料		○	
	B001-3 生活習慣病管理料		○	(注3に規定する加算に限る。)
	B001-3-2 ニコチン依存症管理料	×		○
	B001-7 リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限る。）		○	
	B005-6 がん治療連携計画策定料		○	
	B005-6-2 がん治療連携指導料		○	
	B005-6-3 がん治療連携管理料		○	
	B005-7 認知症専門診断管理料		○	
	B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料		○	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア. 介護医療院に在所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
B009 診療情報提供料（Ⅰ）				
注1 注6 注8加算 （認知症専門医療機関紹介加算） 注10加算 （認知症専門医療機関連携加算） 注11加算 （精神科医連携加算） 注12加算 （肝臓インタフェローロン治療連携加算） 注13加算 （婦科医療機関連携加算1） 注14加算 （婦科医療機関連携加算2） 注15加算 （産科医療機関連携加算） 注18加算 （検査・画像情報提供加算）	○			
B009-2 電子的診療情報評価料	×	○	×	○
B010-2 診療情報連携共有料	×	○	×	○
B011 連携強化診療情報提供料		○		
B011-3 薬剤情報提供料		×	×	○
B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料		×		○
B012 傷病手当金意見書交付料		○		
上記以外		×		
C000 往診料	×	○	×	○
C014 外来在宅共同指導料		—		
第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算		○		
上記以外		×		
検査		×		○
画像診断		○ （単純撮影に係るものを除く。）		○
投薬		○ ※2		○ （専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護医療院に在所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
注射	○ ※3	○	○	○ （専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）
リハビリテーション	○ （H005視能訓練及びH006難病患者リハビリテーション料に限る。）	○	○	○
精神科専門療法	I000 精神科電気痙攣療法	×		○
	I000-2 経頭蓋磁気刺激療法	×		○
	I002 通院・在宅精神療法	×		○
	I003-2 認知療法・認知行動療法	×		○
	I006 通院集団精神療法	×		○ （同一日において、特別診療費を算定する場合を除く。）
	I007 精神科作業療法	×	×	○
	I008-2 精神シヨート・ケア（注5の場合を除く。）	×	×	○
	I009 精神科デイ・ケア（注6の場合を除く。）	×	×	○
	I015 重度認知症患者デイ・ケア料	×	×	○
	上記以外		×	
処置	○ ※4			○
手術			○	
麻酔			○	
放射線治療			○	
病理診断			○	
B008-2 薬剤総合評価調整管理料			×	
B014 退院時共同指導料1			×	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区 分	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料			×	
C007 在宅患者運搬指導料			×	
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料			×	
上記以外			○	
別表第三			×	
訪問看護療養費			×	
退院時共同指導加算			○	※5又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者

- ※1 介護報酬において、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）の別表（指定施設サービス等介護給付費単位数表）の4のイからへまでの注5に掲げる減算を算定した場合に限る。
- ※2 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 - 抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）
 - 疼痛コントロールのための医療用麻薬
 - 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）
- ※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 - エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 - ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 - エポエチンベータベゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 - HIF- α 阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）
 - 疼痛コントロールのための医療用麻薬
 - インターフェéron製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
 - 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）
 - 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体
- ※4 創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、喀痰吸引、摘便、酸素吸入、酸素テント、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、膣洗浄、眼処置、耳処置、口腔、咽頭処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、ネブライザ、超音波ネブライザ、介達牽引、消炎鎮痛等処置、鼻腔栄養及び長期療養患者褥瘡等処置を除く。
- ※5 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

全国老人福祉施設協議会
全国老人保健施設協会
全国軽費老人ホーム協議会
全国皆老人福祉施設連絡協議会
日本認知症グループホーム協会
全国有料老人ホーム協会
全国特定施設事業者協議会
サービス付き高齢者向け住宅協会

御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

高齢者施設等における防火安全体制の徹底について

長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにて発生した火災等を受け、今般、
「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」（平成 2 5 年 2 月 1 2 日付
事務連絡（別添参照））が発出されたところ です。

貴会におかれましては、日頃から防火安全対策に関する周知等を行っていただい
ているところですが、改めて、会員各位に対し、防火体制の確保及び万が一火災が発生
した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、周知
徹底をお願いいたします。

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について

去る 2 月 8 日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生
により 4 名が死亡、8 名が負傷し、また、同月 1 0 日には新潟県新潟市の障害者グ
ループホームにおける火災により 1 名が死亡、5 名が負傷するという痛ましい事故
が発生いたしました。

これを受け、総務省消防庁より、2 月 1 2 日付け消防予第 5 6 号「認知症高齢者
グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」（別添）が発出された
ところ です。

貴部局におかれましては、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万が一火災
が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、
管内市町村及び関係団体等への周知徹底をお願いいたします。

併せて、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室より、2 月
9 日付け事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び
点検について」（参考 1）、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地



消 防 予 第 5 6 号
平成25年2月12日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災(別紙1参照)において死者4人、負傷者8人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定ですが、当面は類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難経路等の管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

(1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

域移行・障害児支援室より、2月11日付け事務連絡「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」(参考2)、厚生労働省老健局振興課・老人保健課より2月12日付け事務連絡「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」(参考3)を発出しておりますので、関係部局とも連携を図り、社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防火性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当	守谷、竹本
消防庁予防課設備係	
企画調整係	大嶋、齋藤
予防係	椎名、児玉
電話	03-5253-7523
FAX	03-5253-7533

長崎県グループホーム火災（第6報）

消防庁
平成25年2月9日
14時30分現在

- 1 発生日時等
発生時刻：平成25年 2月 8日 調査中
発知時刻：平成25年 2月 8日 19時43分
鎮圧時間：平成25年 2月 8日 21時09分
鎮火時刻：平成25年 2月 8日 21時49分
- 2 発生場所
住所：長崎市東山手町6番16号 グループホームベルハウス東山手
用途：複合用途（グループホーム、事務所、住宅（消防法施行令別表第1（16）項イ））
- 3 建物概要
構造：鉄骨造一部木造
階数：4階建て
建築面積：調査中
延面積：529.4㎡
1階：グループホーム 121.8㎡
2階：グループホーム 148.56㎡
3階：事務所 149.04㎡
4階：住宅 110.00㎡
焼損程度：部分焼
焼損床面積：調査中
- 4 死傷者等
(1) 人的被害
死者：4人（女性4人）
負傷者：8人
（重症2人（男性1人、女性1人）、中等症4人（女性4人うち1人グループホーム職員）、軽症2人（男性1人、女性1人））
- (2) 建物被害
出火建物：調査中
- 5 火災原因等
2階より出火
他、調査中
- 6 消防用設備等の設置状況
消火器、火災通報装置、自動火災報知設備、誘導灯

事務連絡
平成25年2月9日

7 防火管理の状況
防火管理者選任有、消防計画届出有

8 最新の立入検査
平成24年9月3日に長崎市消防局において立入り検査を実施

9 消防庁の対応
2月8日(金) 21時00分 長崎県から第1報受領
消防庁予防課において予防課長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中
21時30分 長崎県から第2報受領
22時35分 長崎県から第3報受領
23時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の
火災原因調査(特に必要があると認めた場合)を実施
することを決定。
23時35分 長崎県から第4報受領
0時00分 長崎県から第5報受領
7時35分より 火災原因調査のため消防庁職員2名及び消防研究
センター職員5名を順次派遣
13時56分 長崎県から第6報受領

都道府県
指定都市 介護保険主管部(局) 御中
各 中核市

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

昨日2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

平成18年1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災や平成22年3月の北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災を踏まえ、防火安全体制の徹底をお願ひしてきただけですが、多数の人的被害を伴う火災が発生したことは誠に遺憾です。

あらためて、認知症高齢者グループホームにおいて、防火体制及び万が一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び認知症高齢者グループホームへの周知徹底をお願いします。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号。以下「運営基準」という。)に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内認知症高齢者グループホームに対する指導・助言を行うとともに、併せて、認知症高齢者グループホームにおいて、下記に留意の上、点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、都道府県におかれましては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施
運営基準第82条の2第1項(第108条で準用)に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。
点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
④ 定期的な避難訓練の実施状況

<連絡先>
消防庁予防課設備係 守谷・竹本
Tel (03)5253-7523
Fax (03)5253-7533



事務連絡
平成25年2月11日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主官部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

障害者グループホーム・ケアホームについては、これまでも事務連絡や全国会議等の場を通じて、防火安全体制の徹底等をお願いしてまいりましたが、昨日、新潟県新潟市の障害者グループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生しました。また、2月8日には、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームでも火災が発生したところがあります。

つきましては、あらためて、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、都道府県、指定都市、中核市は管内のグループホーム・ケアホームに対する指導・助言を行うとともに、グループホーム・ケアホームにおいて下記に留意の上再点検が行われるよう、周知をお願いします。また、それに当たっては、当省の認知症・虐待防止対策推進室から上述の長崎の事例を踏まえた対応を既に要請している貴自治体の介護保険主官部（局）とも必要に応じて連携をとっていただくよう、あわせてお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

グループホーム、ケアホームを運営する事業者は、指定基準第154条及び第213条において準用する第70条の定める非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業員の周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

（参考）

運営基準第82条の2第1項（第108条で準用）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 地域住民等との連携

運営基準第82条の2第2項（第108条で準用）において、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりの構築状況
- ② 訓練の実施に当たって、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のある訓練の実施状況

（参考）

運営基準第82条の2第2項（第108条で準用）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

運営基準第93条第2項に定める消防設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において、スプリンクラー設備の設置が規定されていない275㎡未満の認知症対応型共同生活介護事業所においても、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用により、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

（参考）

運営基準第93条第2項

共同生活住居は、その入居定員を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

2. 地域住民等との連携

指定基準第154条及び第213条において準用する第70条第1項に定める関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃から消防団や近隣住民との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努めること。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 消防団や近隣住民との連携状況

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第154条及び第213条において準用する第70条第1項に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）においても、設置義務がかからないグループホーム・ケアホームの消防用設備の設置費用についても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金等の助成対象にしているため、当該助成制度の活用により、その設置の促進に努めること。

【点検事項】

- 消防法その他法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄） （平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

（非常災害対策）

第七十条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（準用）

第二百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一条まで、第五十三條の二、第五十八條、第六十條、第六十六條、第七十條、第七十三條から第七十五条まで、第八十八條、第九十條及び第九十二條の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。（後略）

（準用）

第二百三十三條 第九条、第十一条、第十二條、第十四條から第十七條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一条まで、第五十三條の二、第五十八條、第六十條、第六十六條、第七十條、第七十三條から第七十五条まで、第八十八條、第九十條、第九十二條、第一百四十一条から第一百四十六條まで、第四百四十八條、第四百四十九條及び第五百五十一條から第五百五十三條までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。（後略）

◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（抄）（平成18年12月6日障発第1206001号）

第四 療養介護

3 運営に関する基準

（19）非常災害対策（基準第70条）

① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。

② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

都道府県
指定都市
各
中核市
介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省老健局 振興課
老人保健課

③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めるとしたものである。

第八 共同生活介護

3 運営に関する基準

(13) 準用(基準第154条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条及び第92条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)を参照されたい。

第十四 共同生活援助

3 運営に関する基準

(3) 準用(基準第213条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第141条から第146条まで、第148条、第149条及び第151条から第153条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第八の3の(1)から(5)まで、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について
2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受けまして、2月9日に認知症高齢者グループホームについて、防火安全体制の徹底及び点検のお願いをしたところです。

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおいても、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所への周知徹底をお願いします。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号。以下「運営基準」という。)に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所に対する指導・助言を行うとともに、併せて、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所において、下記に留意の上、点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、都道府県におかれましては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

運営基準第82条の2第1項(複合型サービスは第182条で準用)に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業員の周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

(参考)

運営基準第82条の2第1項(複合型サービスは第182条で準用)

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 地域住民等との連携

運営基準第82条の2第2項(複合型サービスは第182条で準用)において、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりの構築状況
- ② 訓練の実施に当たって、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のある訓練の実施状況

(参考)

運営基準第82条の2第2項(複合型サービスは第182条で準用)

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

運営基準第67条第1項(複合型サービスは第175条第1項)に定める消防設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

なお、消防法施行令(昭和36年政令第37号)において、スプリンクラー設備の設置義務の基準に満たない小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所においても、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用により、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

運営基準第67条第1項(複合型サービスは第175条第1項)

指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。